



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 告示
 - 205 平成18年和歌山県告示第1360号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部改正 (循環型社会推進課) 1
 - 206 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 2
- 収用委員会告示
 - 4 土地収用法による裁決手続開始の決定 2
- 監査公表
 - 監査公表第5号 6
- 県議会に関する事項
 - * 和歌山県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程 11
 - * 和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程 15
 - * 和歌山県議会公文書管理規程の一部を改正する規程 15

告 示

和歌山県告示第205号

平成18年和歌山県告示第1360号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改める。

平成25年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表8の項中「第300号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、同表10の項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）」を「政令」に改め、同表に次のように加える。

11	紀の川市	粉河字三尊寺	4477番1の地番の一部	政令第13条の2第1号
			4479番の地番の一部	
			4488番の地番の一部	
		粉河字植田	4559番の地番の一部	
			4560番の地番の一部	
			4562番の地番の一部	
			4563番	
			4563番1	
			4563番2	
			4564番	
			4567番の地番の一部	
			4568番の地番の一部	
			4570番の地番の一部	
12	海南市	下津町下津字沖山	3108番の地番の一部	規則第12条の31第2号
			3109番1の地番の一部	

			3109番2の地番の一部
			3110番の地番の一部
			3114番の地番の一部
			3115番の地番の一部

和歌山県告示第206号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市医 12-35	吉岡医院	有田市箕島656-7	平成 25. 1. 31

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年2月14日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年2月26日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 和歌山都市計画道路事業3・3・9号西脇山口線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在 地 番	地 目	地 積 (m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 種 類	
		登記簿	現況								登記簿
和歌山県 和歌山市 六十谷字 下沼	4番3 田	雑種地	1196	1203.66	105.42	—	山路阜月 (持分 4/28)	和歌山県和歌山市六十谷788番地の3 ただし、住民票の住所は和歌山県和歌山市六十谷427番地	—	—	—

					3号 ただし、全 部事項証明 書上の住所 は大阪府八 尾市南本町 三丁目5番9 号			0月16日 受付番号 第34473 号	
					松原和也 (持分 1/28)	大阪府東大 阪市玉串町 西1丁目2番 3号	—	—	—
					登記名義人 (亡)松原文 雄 上記法定 相続人 松原貞子 (持分 2/28)	和歌山県和 歌山市六十 谷376番地 の2	—	—	—
					原田慈美 (持分 1/28)	和歌山県和 歌山市園部 1363番地の 8			
					松原司 (持分 1/28)	和歌山県和 歌山市六十 谷376番地 の2			
					松原順次郎 (持分 4/28)	和歌山県和 歌山市六十 谷788番地 の3 ただし、全 部事項証明 書上の住所 は和歌山県 和歌山市六 十谷770番 地の4	岩淵昭夫 (持分 4/28)	和歌山県 和歌山市 鳴神430 番地	仮登記権 受付年月 日 昭和56年 1月20日 受付番号 第1735号
							松原勝 (持分 4/28)	和歌山県 和歌山市 六十谷42 7番地	仮登記権 受付年月 日 昭和57年 10月30日 受付番号 第38208 号
							株式会社紀 陽銀行	和歌山県 和歌山市 本町一丁 目35番地	根抵当権 受付年月 日 昭和56年 1月20日 受付番号 第1736号
					松原繁 (持分 4/28)	大阪府富田 林市楠風台 二丁目12番 9-306号 ただし、全 部事項証明	登記名義人 (亡)森下正 春 (持分4/28)		仮登記権 受付年月 日 平成19年 5月8日 受付番号

								受付番号 第106号	
							明樂幸三	和歌山県 和歌山市 鷹匠町1 丁目4番 地	仮差押債 権 受付年月 日 昭和56年 7月10日 受付番号 第25145 号
							明樂幸三	和歌山県 和歌山市 鷹匠町1 丁目4番 地	仮差押債 権 受付年月 日 昭和57年 6月10日 受付番号 第20265 号
						松原勝 (持分 4/28)	和歌山県和 歌山市六十 谷427番地	—	—

監 査 公 表

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年2月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 山 本 茂 博
 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

省略

2 請求人代理人

省略

3 請求年月日

平成24年12月25日

4 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

平成23年度委託第1号和歌山県庁南別館管理業務委託一般競争入札（以下「本件入札」という。）において、共同企業体（コンソーシアム）Xグループを落札者と決定した手続には、次項で述べる違法が存在する。

従って、和歌山県知事が、平成23年12月26日に、本件入札において落札者をXグループと決定し、

その後、和歌山県が同グループとの間で締結した、和歌山県が同グループに1億7850万円の管理委託料の支払債務を負担する和歌山県庁南別館管理業務委託契約（以下「本件契約」という。）は違法・無効である。

そして、和歌山県知事が、上記委託契約の履行として、同グループに金員の支払をしているが、この公金の支出も違法・不当なものである。

よって、監査委員は、①上記委託契約の無効確認、②契約の履行の差止め、③違法な委託契約を締結した和歌山県知事及びコンソーシアムXグループに対する損害賠償請求及び不当利得返還請求など、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

(2) 本件入札についての違法行為について

ア 開札日の平成23年12月26日午後4時から、県庁北別館4階第6会議室で、和歌山県が雇用する職員であるA課長、B班長及び本件入札担当の職員Cの3人は、各入札参加者が入室している前で開札を行った。

そして、その場で、入札した3グループが事前に提出していた入札書を開封し、入札担当職員のCが、予め「和歌山県庁南別館管理運営業務総合評価一般競争入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が採点していた基礎点と加算点を入札価格で割って総合評価点を算出していました。

イ 開札業務を担当した上記3名の和歌山県の職員らは、総合評価点の算出結果を見て、驚きと困惑の表情を見せ、上記職員3名で何かを話し合い、その場で開札結果と総合評価点の結果を発表すべき義務がありながら（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第167条の8は、「一般競争入札の開札は、公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせてしなければならない」と定めている。）、その結果を告げずに退室しようとして席から立ち上がった。

ウ そのため、入札参加者から強く金額を発表するよう求められ、A課長は、下記のとおり各グループの入札価格だけを述べ、基礎点、加算点及び総合評価点については発表せずに退室した。

記

Yグループ 1億5800万円

Xグループ 1億7000万円

Zグループ 1億7800万円

エ 3名の職員が退室した後、5分も経たないうちに、各グループの関係者8名ほどが開札室に入室してきた。

開札中は各グループから各1名のみ、各グループの代表者か、その代表者から委任を受けて委任状を提出した者しか開札室に入室することは許されないことから、この関係者が入室することは、通常の開札手続では考えられないことである。

オ 3名の職員が退室した後、約15分を経て、再び上述3名の職員が入室した。

その場には、後に入室した8名程もいたのですが、退室することも求められないまま、落札者をXグループと決定したと発表した。

この1200万円の差を逆転しての落札者の決定に会場は騒然となったが、A課長は解散を宣した。

カ 入札執行調書の写しでは、基礎点は3グループとも120点満点と共通でありながら、加算点が大きく差がつけられており、その結果、総合評価点でXグループが一位の結果となっていた。

しかも、入札執行調書の入札結果欄の手書きの数字は担当職員のCが1人で記載したと説明されたが、加算点欄と総合評価点欄の数字の書き方（筆跡）と、入札額欄と基礎点欄への数字の書き方（筆跡）とでは明らかに異なるものである。

キ 「事業計画書がすべての業務要求水準を満たしている」と評価された場合に付与される基礎点がいずれも満点の3グループに、提案内容の評価にすぎない加算点で大きな差を設ける採点はそ

もそも不合理である。

また、3名の職員が退室しようとしたやり取りの中で、開札を担当するC職員が、「(結果の点数が)出ています。」と応えていたことから、開札を始める時点で既に各グループの加算点は審査委員会で決定されていた。

それにもかかわらず、総合評価点を公表せずに、退室し、約15分後に戻ってきてXグループを落札者と発表したことは、その間、同グループを1位にとするために何者かと相談の上、同グループの加算点を総合評価点が1位になる数字に書き直しを行ったと判断せざるを得ない。

ク この開札後に特定の入札者の加算点を変更して、入札公示した落札方法によれば落札者となれない者を落札者と決定することは、違法な行為であることは明らかである。

また、この行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」により刑事処罰対象となる犯罪行為でもある。

ケ 以上が、本件入札における違法行為である。

(3) 違法・不当な請負契約の締結(債務負担)及び公金の支出

ア 前項で述べたとおり、Xグループを県が落札者と決定したことは違法・無効であり、和歌山県が同グループを落札者として、本件入札にかかる本件契約を同グループと締結することは許されない。

イ ところが、和歌山県知事は、上記開札日の後、同グループを落札者として公告し、同グループとの間で上記和歌山県庁南別館管理業務を、入札額に5パーセントを加算した1億7850万円の債務を負担した。

しかし、この本件契約も債務負担行為も違法・不当なものである。

ウ そして、この本件契約に基づいて和歌山県知事は、その後、Xグループに委託料として金員を支払っている。この公金の支出も違法・不当なものとなる。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成25年1月16日に受理を決定した。

また、本件請求において、本件契約の履行差止めを請求人は求めているが、法第242条第3項の規定に基づく暫定的停止勧告は不要と判断した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び請求人代理人の陳述内容等を勘案し、本件契約が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な契約の締結又は履行」に当たるのか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県総務部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成25年1月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人代理人からおおむね次のとおり請求理由を補足する陳述があった。

(1) 開札手続は入札者立会いのもとに開札し、本来その場で結果を公表して落札者の発表をしなければならないようになっているが、その場から退出して15分後ぐらいに戻って来て、そしてずいぶん金額の離れた入札金額である業者を落札者と発表している。ここには、この15分間の間に入札執行調書の書き直しがあったと思われる。

(2) 県は、担当職員Cが入札執行調書をその場で1人で書いたと説明しているが、入札額欄の数字、基礎点の数字と加算点欄と総合評価点の数字が同一人の筆跡によるとは到底思えないようなものになっている。最初は、この担当職員Cが、右利きでもあり左利きでもあるため、どちらかは右で書き、どちらかは左で書いたんだというようなことを言っているが同じ機会に書いたものを右左代えて書

くというのは到底信用できない不合理な説明である。その次の説明では、筆順を担当職員Cが変えて書いたんだということを主張するに至っているが、筆順を変えなければいけない理由がなく合理的な説明だとは思えない。

(3) 入札の時に法律上、開札は入札者を立ち合わせてしなければならないとなっており、そこに立ち会った者は入札が終わるまで、職員の承諾を得ないと退出もできない。つまり職員はもちろんそこに立ち会った者は、原則として、発表するまでその場を動かないというのが前提である。立会人の側は、退出しようと思えば担当職員の許可がないと退出もできない。それにもかかわらず、3人の担当職員がいなくなるという異常な状況があった。それで、戻ってくるまでの間に本来はYグループが落札者となるべきところを評価点の改ざんが行われたと推察できる。

(4) 今回、これらの点について事実を解明していただき、そのような事実があれば、違法不当な落札に基づく契約の無効の宣言、支払いの停止、支払ったものの返還について勧告されるように求めるものである。

4 監査対象機関(和歌山県総務部)の見解

和歌山県庁南別館管理業務委託に係る総合評価一般競争入札については、法第234条第3項並びに法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格に加えて技術や品質を総合的に評価し、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利な者を落札者と決定することを目的として実施している。

今回の入札は、法施行令第167条の10の2第4項に規定されるとおり、評価内容等において学識経験者からの意見聴取をすべく制定した和歌山県庁南別館管理運営業務総合評価一般競争入札審査委員会設置要綱(以下「要綱」という。)に基づき選任した4名の委員により適正に審査が行われた。

その結果、求められた総合評価点の最も高かった「コンソーシアムXグループ」に対して落札決定を行ったものである。

評価点数の審査、入札書の開札、落札決定、落札決定者の発表といった一連の行為は、審査委員会において決定された「落札者決定の手順」にのっとり厳正に行ったものであり、その過程において申請人が主張するような違法又は不当な行為はなかったものと認識している。

よって、その落札決定者と締結した本件契約及びその契約に基づき履行した委託料の支払は適正なものであると認識している。

5 関係人調査の実施

審査委員会委員長に対し、平成25年1月31日に法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を実施した。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求は、理由がないため棄却する。

2 事実関係の確認結果

(1) 本件入札及び契約の経過

ア 入札執行日

平成23年12月26日

イ 入札方式

総合評価一般競争入札

ウ 契約手続

平成24年2月6日 契約を締結

エ 契約金額

178,500,000円

オ 契約期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(2) 総合評価方式について

総合評価方式については、法第234条第3項ただし書及び法施行令第167条の10の2を根拠として導入され、価格競争だけでなく、価格と品質で総合的に優れたものの調達を求めため実施している。

ア 落札業者の決定方法

今回の総合評価方式における落札業者の決定方法は、予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲で応札した者のうち、事業計画書により業務要求水準を満たすかどうかを評価する「基礎点（120点）」に、業務に関する提案に対し、評価する項目ごとに設定された「加算点（120点満点）」を加え、入札価格で除した「総合評価点」が最も高いものを落札業者と決定する方法となっている。

※総合評価点=「基礎点（120点）+加算点」÷入札価格

イ 評価項目及び加算点決定の経過

要綱に基づき設置された審査委員会により、本件入札にかかる評価項目及び加算点を決定している。

ウ 加算点にかかる評価項目及び点数の内訳

項 目	配 点
1 事業実施に係る管理運営体制に関する提案	
ア 資格及び実務経験を有する者の勤務に関する提案	10
イ 人員体制構築の方策	
（ア）要求水準書で定めている以上の人員の勤務となっているか	10
（イ）入札参加者に所属する常勤の者として2年以上勤務する者か	10
（ウ）統括管理、警備員に係る研修の具体的な実施方法	10
2 業務改善に関する提案	
ア 各業務の質の向上を図る方策	
（ア）提案内容が具体的であり具体的な方法、計画があるか	10
（イ）アンケートの実施等自律的な業務改善	10
イ 業務コスト削減のための工夫	
（ア）どこまで自社社員で対応できるか	10
（イ）外注する場合の業者決定方法に経費削減効果があるか	10
ウ 快適な執務環境を確保するための方策	
（ア）空調設備、エレベーター設備等	10
（イ）その他環境改善の提案	10
エ 災害・緊急時の対応についての方策	
（ア）マニュアルは具体的に作成しているか	10
（イ）訓練等の方策はあるのか	10

エ 審査委員会で決定された入札当日の落札者決定の手順

（ア）参加業者ヒアリング

（イ）審査委員会による加算点の協議、決定

（ウ）入札執行

（エ）開札結果により総合評価点を算出し、審査委員会により落札者の確認及び決定

（オ）落札者発表

(3) XグループとYグループの入札等の結果について

ア 入札価格

Xグループ 170,000千円

Yグループ 158,000千円

差額 12,000千円

イ 加算点

Xグループ 94点

Yグループ 72点

点差 22点

ウ 総合評価点（便宜上、総合評価点に1,000,000を乗じた数値で標記）

Xグループ 1.2588点

Yグループ 1.2152点

点差 0.0436点

(4) 本件入札における基礎点及び加算点の審査方法

本件入札においては、入札公告時に評価項目、配点などについて記載した和歌山県庁南別館管理業務における総合評価一般競争入札実施要項を定め、公表している。評価項目のうち、基礎点部分については、入札参加資格を審査委員会が審査し、各グループとも要件を満たすため、参加資格有りとして120点が付与されている。また、加算点部分については一部の項目を除き審査委員4名によるヒヤリングなどに基づき合議により点数を決定している。

(5) 加算点の改ざんについて

入札執行当日の審査会議事録及び関係人に対する調査の結果、入札執行前に審査委員会により決定された加算点と、入札執行調書に記載された加算点は同一であり、請求人の主張するような加算点が改ざんされたという事実は確認されなかった。

第5 監査委員の判断

1 本件請求において、請求人は違法又は不当な契約の締結又は履行の原因として特に次の点を主張している。

業務の要求水準を満たし、基礎点がいずれも満点の3グループに対し、提案内容の評価にすぎない加算点で大きな差を設ける採点は不合理であり、入札後に総合評価点を公表せず入札会場から退出し、約15分後に戻り落札者を発表した事等は、退出した間に評価点を改ざんしたと判断せざるを得ず違法不当な行為である。

2 これらの点について、監査委員は次のとおり判断する。

今回の総合評価方式による一般競争入札において基礎点が満点であることは、業務の要求水準を満たし入札参加資格を得たことと同意であり、この総合評価方式が価格競争だけでなく、価格と品質で総合的に優れたものの調達を求める制度であることを鑑みれば、その品質を示した提案部分に対し審査が行われ加算点に差が生じることは当然である。その上で、提案に係るプレゼンテーションの状況や提案書の内容によっては、点数に大きな差が生じる可能性も考えられる。そして、これらの審査及び採点については、審査委員会の裁量権の範囲であるため、点数の差が大きいことだけをもって不合理といえるものではない。

また、加算点の改ざんについては、監査委員の調査権限の範囲において調査した結果、すでに「第4監査の結果2 事実関係の確認結果（5）」で述べたとおり、改ざんされた事実は確認されなかった。その改ざんの事実が確認されない以上、請求人の主張するような入札執行調書に記載された文字の書きぶりや、職員3名が入札会場から退出したとすることは、入札手続に関する事項であり、今回の契約締結に何ら影響を与えるものではない。

以上のことから、本件契約は、総合評価点の最も高いものと契約を締結しており、この契約が違法又は不当であるという請求人の主張には理由がないと判断する。

県議会に関する事項

和歌山県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年2月26日

和歌山県議会議長 山下直也

和歌山県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

和歌山県政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月30日制定）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

和歌山県政務活動費の交付に関する規程

第1条中「和歌山県政務調査費の交付に関する条例」を「和歌山県政務活動費の交付に関する条例」に、「に基づく政務調査費」を「に基づく政務活動費」に改める。

第2条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条第3項中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改める。

第3条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（領収書等の写しの添付）

第5条 条例第11条第4項の規定による領収書の写しの添付は別記第5号様式を、支払証明書の写しの添付は別記第6号様式をそれぞれ用いて行うものとする。

第7条中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「3年」を「5年」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第7条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

別記第1号様式中「殿」を「様」に、「和歌山県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項」を「和歌山県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

別記第2号様式中「殿」を「様」に、「和歌山県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項」を「和歌山県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

別記第3号様式中「殿」を「様」に、「和歌山県政務調査費の交付に関する条例第5条第3項」を「和歌山県政務活動費の交付に関する条例第6条第3項」に改める。

別記第4号様式中「殿」を「様」に、「政務調査費の交付を」を「政務活動費の交付を」に、「和歌山県政務調査費の交付に関する条例第6条」を「和歌山県政務活動費の交付に関する条例第7条」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第5号様式 (第5条関係)

政務活動費領収書等貼付用紙

経費の種別	調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費
	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費 (枚中 枚目)

貼付欄 (一部充當又は按分の場合は、余白に政務活動費充當額、按分率等を記載すること。)

- 注 1 経費の種別欄は、該當するものを○で囲むこと。
 2 領収書等が重ならないように貼付すること。

別記第6号様式 (第5条関係)

支 払 証 明 書

経費の種別	調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費
	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費 (枚中 枚目)
支 払 年月日	支払総額 (円)	支払先	支 払 内 容	政務活動費 充当額 (円)	備 考 (按分率等)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

氏 名

印

〔 会 派 名
代 表 者 名

〕
印

- 注 1 経費の種別欄は、該当するものを○で囲むこと。
2 一部充当又は按分の場合は、備考欄に按分率等を記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の和歌山県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規程の施行の日前にこの規程による改正前の和歌山県政務調査費の交付に関する規程の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術に関する条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部改正)

3 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術に関する条例の施行に関する和歌山県議会規程（平成18年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

別表中「和歌山県政務調査費の交付に関する規程」を「和歌山県政務活動費の交付に関する規程」に、「第7条」を「第6条」に改める。

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年2月26日

和歌山県議会議長 山下直也

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程

和歌山県議会事務局規程（昭和63年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第16号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

和歌山県議会公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年2月26日

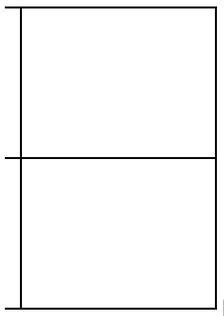
和歌山県議会議長 山下直也

和歌山県議会公文書管理規程の一部を改正する規程

和歌山県議会公文書管理規程（平成13年9月28日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1中	議	議員の履歴及び進退に関する公文書		委員会及び協議会に関する公文書	政務調査に関する公文書		
	会	会議録、議案及び請願に関する公文書で重要なもの		請願に関する公文書			

を	議	議員の履歴及び進退に関する公文書		委員会、協議会及び政務活動費に関する公文書		
	会	会議録、議案及び請願に関する公文書で重要なもの		請願に関する公文書		



に改める。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。